



■はじめに

令和4年3月に、国において「我が国における国際水準GAPの推進方策」、「国際水準 GAP ガイドライン」が定められ、各県で運用するGAP制度について、国際水準へ引き上げることが位置づけられました。

岐阜県においても、ぎふ清流GAP評価制度を一部見直し、令和6年度から新たな制度運用を開始することになりました。

そこで、今月のGAP通信では、新制度の概要について、一部紹介します。

■国際水準 GAP とは？

国際水準 GAP では、次の5つの分野を含む取り組みをします。



食品安全に関する対策例

- 出荷前に残留農薬検査を行う。
- 調製作業場は整理、整頓、清掃を徹底する。

環境保全に関する対策例

- 土壌診断等に基づく、適正な施肥を行う。
- 廃液は河川等に影響がない場所で処理する。

労働安全に関する対策例

- 危険な場所等に表示をして注意を促す。
- 作業に適した防護装備を着用する。

人権保護に関する対策例

- 休憩場所の確保など、労働環境を整える。
- 労働条件についての意見交換、適切な労務管理を行う。

農場経営管理に関する対策例

- 責任者、役割分担を明確にする。
- 従業員の教育訓練や内部点検を実施する。

○新制度の概要

対象農産物	青果物、穀物、茶、飼料作物、その他非食用 ※品目に変更はありません。
評価規準	農場評価規準 127 項目 ※新たに 18 項目が追加されました。 うち、12 項目は、きのこ類、スプラウト類の専用項目です。 ※また、現行の 109 項目のうち、48 項目は内容の追加や変更があります。
評価方法	① 総合点数による評価 ※評価の方法に変更はありません。
	○各項目のリスクに応じて、評価レベル 0～4 の 5 段階で評価します。 ○持ち点 1,000 点から評価レベルに応じた点数を減点します。 レベル 0:減点 0点、レベル1:減点 5 点、 レベル 2:減点 10点、レベル3:減点 15 点、レベル 4:減点 20 点
	② 国際水準 GAP ガイドライン遵守確認 ※新たに追加されました。
	遵守 ○国際水準 GAP ガイドライン項目のすべてが、評価レベル 0、1 の場合 ○ロゴマークを使用することができます。
不遵守 ○国際水準 GAP ガイドライン項目の中に、評価レベル 2～4 がある場合 ○ロゴマークを使用することはできません。	

○新規評価項目の一部紹介

全1.2	食品管理、商品管理、労務管理、作物管理(土壌管理、作物養分管理、肥料管理、病虫害管理、農薬管理等)、飼養衛生管理等の責任者とその責任範囲を定めている。(営農形態により当てはまらないものは不要。個人や小規模農場の場合、1 名が全ての責任者でも良い。)
------	--



各管理の責任者と責任範囲を定めていることが求められます。
管理責任者一覧表を作成しましょう。

■「ぎふ清流GAP評価制度」に関する情報

Webサイト 検索 [ぎふ清流GAP \(岐阜県公式ホームページ\)](#)
制度の概要(要領・要綱の閲覧)、申請様式等のダウンロード、認証農場の紹介



■「ぎふ清流GAP通信」に関するお問い合わせ

(一社)岐阜県農畜産公社 [ぎふ清流GAP推進センター](#)
電話:058-216-1566 FAX:058-216-1567 Eメール:gifu-gap@gifu-notiku.com